

製品安全4法に関する地方自治体からの報告方法の見直しについて

地方自治体（三重県）から要望

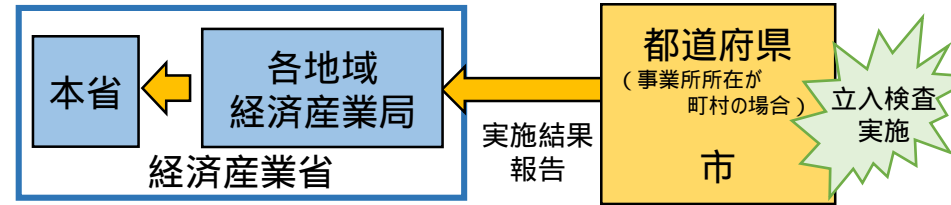
製品安全4法（注1）に基づき経済産業省に提出する立入検査結果報告（注2）は、紙媒体と電子媒体の両方の提出が求められている

事務負担軽減のため電子媒体に一本化して欲しい

（注1）製品安全4法（適合マーク） 消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガス法



（注2）立入検査結果報告 製品適合マークの表示の有無、表示状況等につき自治体の検査実施状況を報告 検査件数、違反件数・内容



改善を要請

経済産業省の対応

【現在】 両方求めているのは中部経済産業局のみ

中部経済産業局
電子媒体、紙媒体の両方提出が必要
(事務連絡に定め)

他の経済産業局(8)
電子媒体、紙媒体のいずれでも可
(特段定めなし)

報告は電子データで作成しているため、紙媒体で提出する場合は印刷したうえ、公印を押した送付文とともに提出。電子媒体でメール提出する場合も、公印を押した送付文(紙)を提出している場合もある。

【対応】

4月から、全ての経済産業局への報告を電子媒体のメール送付に一本化(3月中に事務連絡発出)
従来、電子メールによる提出の場合も別送されることのあった公印を押した送付文(紙)は不要である旨も周知

地方自治体の負担軽減、経済産業局における集計・保管の効率化